## さいたま市業務委託業者選定委員会運営指針

- 1 さいたま市業務委託業者選定委員会設置要領(以下「要領」という。)第2条に規定する審査については、次の事項に留意すること。
- (1)要領第2条第2号に規定する契約方法については、地方自治法第234条、地方自治 法施行令第167条及び第167条の2の規定に基づき、一般競争入札、指名競争入札又 は随意契約のいずれかの契約方法を決定するものとする。
- (2)要領第2条第3号に規定する入札参加資格の要件については、当該業務等の履行に関 し必要となる条件が適正なものであるかどうかを審査するものとする。
- (3)要領第2条第4号に規定する指名業者の承認については、原則として、次に掲げる項目について審査を行い、指名業者を承認するものとする。
  - ア 不誠実な行為の有無
  - イ 経営状況
  - ウ履行成績又は履行実績
  - エ 指名及び受託数の状況
  - オ 発注契約の内容に適した専業性及び技術的適性
  - カ 発注契約に対する履行能力
  - キ その他必要な事項
- (4)要領第2条第5号に規定する最低制限価格又は低入札調査価格の設定の承認について は、当該業務が、契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるに 値するものであるかどうかを判断し、承認するものとする。
- 2 要領第7条に規定する関係職員とは、委員会で審議する案件に係る予算所管課の職員のことをいう。

附 則

この運営指針は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この運営指針は、平成17年6月1日から施行する。